

立地協定書

平成 2 8 年〇月〇日

立地協定書

鹿児島市長 森 博幸（以下「甲」という。）と株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、鹿児島県商工労働水産部長 〇〇 〇〇（以下「丙」という。）を立会人として、乙が鹿児島市に工場を設置することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の立地に際し、円滑な事業活動が図られるとともに、地域経済の発展のために、積極的な協力が得られるよう締結する。

（相互協力）

第2条 甲と乙とは、乙が鹿児島市に工場を設置することについて合意し、甲は、乙の業務が円滑に行われるよう誠意を持って協力するものとする。

（工場の建設計画）

第3条 乙は、別紙工場建設計画に基づき、工場を設置するものとする。

（公害防止等）

第4条 乙は、公害関係法令及び工場立地法の規定を守り、公害の防止及び環境保全等について必要な措置を講ずるものとする。

（労働力の確保）

第5条 乙は、地域振興の観点に立って、工場の従業員については、鹿児島市民の優先的な雇用に努めることとし、この場合において、甲は、乙の従業員確保について誠意をもって協力するものとする。

（労働条件）

第6条 乙は、労働関係法令の規定を守り、従業員の労働条件、福利厚生及び安全就業等について十分配慮するものとする。

（権利義務の承継）

第7条 乙において、合併・譲渡その他の理由により、この権利義務を承継させる必要が生じたときは、この権利義務は、甲の同意を得て、その承継を必要とする者に承継させることができるものとする。

(協議)

第8条 乙は、この協定に定める工場が経済情勢や不測の事態により操業短縮等に至るおそれのある場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。計画書の記載内容を変更する場合も同様とする。

(協定の解除)

第9条 乙が鹿児島市での事業活動を中止した場合、又は法令若しくは公序良俗に反する行為等により、立地協定を締結する企業として相応しくないと認めた場合、甲は本協定を解除することができるものとする。

(疑義の処理)

第10条 甲と乙は、この協定に定められた事項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要が生じたときは、その都度、甲乙協議の上処理するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙署名押印して各1通を保有するものとする。

平成28年〇月〇日

甲 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市長

乙
株式会社〇〇
代表取締役

丙 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県商工労働水産部長

工場建設計画

(新設工場)

| | |
|---------------|--------------------------------|
| 工場施設名 | |
| 所在地 | |
| 用地面積 | 〇〇. 〇〇m ² (〇〇. 〇〇坪) |
| 建物面積 | 〇〇. 〇〇m ² (〇〇. 〇〇坪) |
| 着工予定 | 平成〇〇年〇月 |
| 操業開始 | 平成〇〇年〇月 |
| 総投資額 | 〇〇万円 |
| 事業内容 | |
| 当初計画 (5年目) | 増加従業員数 〇〇人 増加売上高 〇〇万円 |

(会社概要)

| | |
|------|------------------|
| 本社名 | |
| 代表者名 | |
| 所在地 | |
| 設立 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 資本金 | 〇〇万円 |
| 売上高 | 〇〇万円 |
| 従業員数 | 〇〇人(平成〇〇年〇〇月末現在) |
| 事業内容 | |